

## 第1章 はじめに

### 1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等、大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、有珠山周辺地域においても、20年から30年の間隔で繰り返し発生している有珠山噴火や太平洋沿岸における大規模な地震により津波の発生が想定されているほか、過去の経験から、豪雨・土砂災害などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成27年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

この間、有珠山周辺地域においても、東日本大震災や平成30年胆振東部地震に伴うブラックアウト等の教訓を踏まえ、有珠山周辺地域1市3町では「地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本地域における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、地域の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から地域住民の生命・財産を守り、持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、住民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、北海道強靱化計画に調和した取組を進めるためにも、有珠山周辺地域における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「有珠山周辺地域強靱化計画」を策定する。

### 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、有珠山周辺地域各市町の総合計画や他の分野

別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、地域防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。

### 3 地域防災計画と強靱化計画

---

#### (1) 国土強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として取りまとめるもの。

#### (2) 地域防災計画

噴火や津波等の「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの。

### 4 基本的な進め方

---

#### STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

- ① 基本目標の設定
- ② 事前に備えるべき目標の設定
- ③ 計画期間の設定

#### STEP2 リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定

- ① 自然災害の設定
- ② リスクシナリオの設定
- ③ 施策分野の設定（所管課等の設定）

#### STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

- ① マトリクスの作成（既にある施策の整理）
- ② 脆弱性の分析・評価・課題の検討

#### STEP4 リスクへの対応方策の検討

脆弱性の評価結果に基づき、プログラムごとに対応方策を検討

#### STEP5 対応方策について重点化・優先順位付け

プログラムごとに重点化・優先順位付けの検討